

北海道社会福祉協議会・ケアラー支援推進センター設置要綱

社会福祉法人北海道社会福祉協議会

(設置)

第1条 社会福祉法人北海道社会福祉協議会（以下「本会」という）にケアラー支援推進センター（以下「センター」という）を置く。

(目的)

第2条 センターは、「すべてのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現（北海道ケアラー支援条例第1条 目的）」に向け、ケアラー（ヤングケアラーも含む）支援の普及・啓発やケアラー支援に携わる人材育成、地域づくりを通し北海道におけるケアラー支援の推進を図ることを目的とする。

(所在地)

第3条 センターは、本会（札幌市中央区北2条西7丁目1番地）に置く。

(組織)

第4条 センターには、センター長のほか職員若干名を置く。

(事業)

第5条 センターは、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域社会全体に対するケアラー支援の周知・啓発
- (2) ケアラー支援のための行政及び関係機関・相談機関等並びに当事者・当事者組織のネットワークの構築
- (3) ケアラー支援のための行政及び関係機関・相談機関等の職員向けの研修及び専門職の育成
- (4) ケアラー支援に取り組む自治体等へ支援並びにアドバイザーの派遣
- (5) 行政及び関係機関・相談機関等へのケアラー支援に関する情報提供
- (6) その他、目的を達成するために必要な事業

(委員会の設置)

第6条 センターの適切かつ効果的な運営を図るため、本会にケアラー支援推進センター運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(委員会の構成)

第7条 委員会は委員若干名を以て構成し、委員長1名を互選する。

2 委員は次の各号の中から本会会長がこれを委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 相談機関・支援機関
- (3) 行政
- (4) 市町村社会福祉協議会
- (5) 当事者・当事者組織
- (6) 労働関係
- (7) その他

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会・ワーキングチームの設置)

第9条 センターの適切かつ効果的な運営を図るため、委員会のほかに部会・ワーキングチームを設けることができる。

2 部会・ワーキングチームは、委員会委員を含めた若干名で構成する。

(委 任)

第10条 本設置要綱に定めるもののほか、本事業運営に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

本設置要綱は、令和4年6月1日より施行する。